

|                |    |    |     |
|----------------|----|----|-----|
| 務              | 00 | 01 | 10年 |
| (令和18年3月末まで保存) |    |    |     |

交 規 第 7 8 号  
令 和 7 年 5 月 2 3 日

交 通 部 内 所 属 長      殿  
各   警   察   署   長

青 森 県 警 察 本 部 長

#### 審査基準等の改定について

保管場所標章の廃止等を内容とする自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号。以下「改正法」という。）が本年4月1日から施行されたことに伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）における審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）を下記のとおり改定したので事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 1 審査基準等の改正

「自動車の保管場所証明（改正法第4条第1項）」について文言の修正等

##### 2 審査基準等の廃止

- (1) 「保管場所標章の交付（改正法による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「旧法」という。）第6条第1項）」
- (2) 「保管場所標章の再交付（旧法第6条第3項）」
- (3) 「運送事業用自動車の保管場所標章の交付（旧法第13条第4項）」
- (4) 「運送事業用自動車の保管場所標章の再交付（旧法第13条第4項）」

担当 交 通 規 制 課  
規 制 第 二 係